

平成23年(行ウ)第9号 損害賠償履行請求事件

原告 吉井 博 外117名

被告 御船町長山本孝二

原告ら第7準備書面

平成25年1月18日

熊本地方裁判所民事第2部合議B係 御 中

原告ら訴訟代理人 弁護士 板 井 俊 介



同復代理人 弁護士 野 方 洋 助



同復代理人 弁護士 橋 本 和 隆



頭書事件につき、原告らは、以下のとおり、弁論を準備する。なお、略語等は従前の例による。

第1 本準備書面の目的

原告らは、これまでも山本町長の自己資金調達確認義務違反などについて主張してきたが、山本町長が自己資金調達確認義務を怠っていた事実及び「怠る事実」に関する主張をさらに補充する。

第2 自己資金調達状況確認義務違反について

1 山本町長が町独自の調査の必要性について認識していたこと

本件事業に先立ち、平成20年7月に御船町の職員が高知県春野町を視

察した際に、同町の担当者から「参加業者次第では初めは対応がいいが事業が進んでくると行政の考えを聞かず、自社の利益だけを追求するようになる」、そのため「行政が基本姿勢をもち進めていくことが必要であり、自分たちの目で確かめ、調査することが重要だ」と言うこと及び「〇〇氏の言うとおりにするのではなく、一つ一つ考えながら物事を進める」こととの助言をもらい（甲39, 40, 41）、御船町が自らの責任において調査することの重要性を認識していた。このことからすれば、御船町は、自己資金調達状況についてもチェックマニュアル（甲26, 27）の形式的審査のみならず、より慎重に町独自の調査をすべきであった。

2 〇〇〇氏の確約書が全く信用するに足らないものであったこと

〇〇〇氏は、確約書（甲22, 23）の作成者であり、平成21年2月16日に日本政策金融公庫から融資を断られた後、同公庫に代わる融資先との交渉の窓口とされ、同年3月28日、4月15日に御船竹資源開発株式会社（以下、訴外会社という）に対し融資の実行をすると確約していた者である（原告ら第4準備書面8頁）。

訴外会社及び〇〇〇氏の補助金適正化法違反被告事件における同氏の供述調書（甲42）によれば、〇〇〇氏は、〇〇〇氏から平成21年6月29日に6万円を受け取ったのを皮切りに、その後も定期的に現金を直接受領し、または、口座に振り込ませるなどして、本件補助金から計約680万円を受け取った。〇〇〇氏は、その用途について融資活動だけではなく、「自己の借金の返済」及び「自己の営む造園業の運営費」のほか「生活費」にも充てたが、そのお金が本件補助金とは知らなかったと供述している。

しかし、仮に〇〇〇氏が、その金員が補助金であることを知らなかったにせよ、上記のように融資を得るために多額の金員を受け取りながら、その一部を借金の返済や生活費といった自己の利益に使用していることから、当時〇〇〇氏は相当に生活に困窮していたと推察される。このような〇〇〇氏

の提出した上記融資確約書を、山本町長は、資産調査等の確認もせずに、安易に融資が得られると判断して、平成21年5月29日に9279万3000円の補助金交付を行っている。

3 自己資金調達状況確認義務違反があること

このように、訴外会社が、融資先を新たに得るために必要な費用すら欠き、自己資金を調達することができず、事業の遂行の見通しがたたない状態であったにもかかわらず、山本町長は、日本政策金融公庫に代わる確実な融資先の確認について独自の調査をせずに、上記仁田脇氏や別役氏を軽信し漫然と補助金を支出しており、被告の訴外会社に対する自己資金調達の確認は極めて杜撰であったと言わざるを得ない。

したがって、山本町長には、訴外会社の自己資金調達状況確認義務違反がある。

第3 「怠る事実」について

1 山本町長は訴外会社の目的外使用を認識していたこと

〇〇氏は、本件補助金を目的外使用するにあたり、御船町の竹バイオマス事業の担当者に対して「経費がなくなったから補助金を経費に充てます。」と言ったところ、同担当者は「本来は補助金は機械購入に充てることになっているので、経費に充ててはいけませんよ。すぐに埋め戻してください。」(甲44・3頁)と言われたという。

このように、御船町の担当者は、〇〇氏から補助金の流用の事実を告げられた時点で、補助金の目的外使用の事実を認識していた。そして、この〇〇氏と担当者のやりとりの行われた時期については、会話の内容から〇〇氏による最初の補助金流用が行われた平成21年6月23日前後であると思われる(甲43)。

2 山本町長の「怠る事実」

このことからすれば、山本町長も「補助金支出後から間がない時期に氏が補助金を目的外使用していた事実」及び「訴外会社が目的外使用をせざるをえない状況にあったこと」について認識若しくは認識し得たといえ、この時点で補助金の使途や会社の自己資金調達の状況について迅速かつ厳格に調査をし、御船町に損害が生じるのを防ぐために補助金交付決定を速やかに取り消すべきであった。

したがって、このような調査をせず、補助金の目的外使用という重大な法律違反の事実等を放置し続け、補助金交付決定の取消を「怠った」ことにつき、山本町長に善管注意義務違反があることは明らかである。

以 上